

大阪府における自動車税のコンビニ収納について

大阪府総務部税務室指導課

はじめに

最近のコンビニエンスストアは、食料品や日用品の販売だけでなく、電気、水道、ガス料金などの公共料金や商品代金の身近な納付場所として定着していますが、地方税については、法律で金融機関や郵便局が収納事務を取り扱うこととされていたため、コンビニエンスストアでは納税することができませんでした。

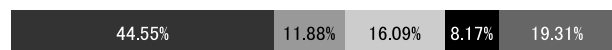
しかしながら、単身者や共働き世帯の増加、都市の24時間化などの社会情勢の変化や納税者のニーズの高まりから、平成15年4月に地方自治法施行令が改正され、地方税の収納事務について、私人への委託が認められるようになり、コンビニ収納が可能となりました。

また、平成16年5月に本府広報室府民情報課の協力を得て、「府税の納付場所や納付方法について」のネットパル（大阪府インターネットモニター）アンケートを実施したところ、利用したいと思う自動車税の納税方法として、約45%の人がコンビニ収納を選ぶなど、コンビニ収納に対する府民のニーズの高

【ネットパルアンケート結果（抜粋）】

現在、自動車税等の納税は、金融機関等の窓口で納付書により納税いただいています。仮に下記の納税方法が実現するとすれば、利用したいと思うのはどれですか。

（平成16年5月実施 対象者数500名 回答者数404名）



A	コンビニエンスストアでの納税	(44.55%)
B	口座振替を利用した納税	(11.88%)
C	インターネットバンクを利用した納税	(16.09%)
D	ATM(現金自動預け払い機)を利用した納税	(8.17%)
E	いままでどおり、金融機関等の窓口での納税	(19.31%)

さをうかがわせる結果となりました。

これらを受けて、本府では平成17年7月に発送する自動車税の督促状からコンビニ収納を開始しました。平成18年度からは全ての納税者を対象とした自動車税定期納税通知書にも拡大し、本格的にコンビニ収納を実施しました。

コンビニ収納の概要

1. 対象税目

本府の場合、①納付用紙に、コンビニ店舗にあるPOSレジのスキヤナーで読み取れるバーコードを印字する必要があることから賦課税目であること、②社団法人日本フランチャイズチェーン協会において、一帳票あたりの取扱い限度額を30万円以下とする等の条件があったことから、納税者数が多く税額が比較的低い「自動車税」のコンビニ収納を導入することとしました。

2. 納付窓口の拡大

自動車税を収納できるコンビニエンスストアについては、大阪府財務規則に府税の収納事務を委託することができる基準を定めています。収納事務の受託実績の有無や事業規模、府内の店舗数等から、9つのコンビニエンスストアにおいて収納を取り扱うこととし、大阪府内のコンビニ店舗の97.2%をカバーしています。

府税を取り扱うコンビニエンスストア

a m / p m サークルK サンクス
セブン-イレブン デイリーヤマザキ
ファミリーマート ミニストップ
ヤマザキデイリーストア ローソン (五十音順)

コンビニ収納を実施することにより納付窓口の拡大が図られ、平成18年4月現在、府内で自動車税を取り扱える店舗は、金融機関1,606店舗、郵便局1,121局、コンビニ2,644店舗の合計5,371店舗と飛躍的に増加しました。また、コンビニエンスストアでは24時間いつでも納付することができるようになり、納税者の納付機会の拡大と利便性が大きく向上しました。

コンビニ収納の課題とその対応

1. 手数料について

コンビニ収納の手数料は、先行実施している水道料金等の手数料を見ると約60円であり、金融機関の手数料と比べると高額になっています。

手数料を検討していく上で、単に金融機関の手数料と比較するのではなく、コンビニ収納の特性として、①納税者が24時間いつでも納付できる②納税者が納付した翌営業日には、収納速報データを入手できることから、督促状等の行き違いによる納税者とのトラブルや送付に要する経費等が軽減されること等があり、金融機関の手数料とは区別することとして整理を行いました。

2. 費用対効果について

コンビニ収納導入にあたっては、費用対効果の面から収入歩合の向上を求められましたが、自動車税コンビニ収納を先行して導入した自治体でも、導入して日が浅いため、年間の実績が出ておらず、本府が実施した場合の収入歩合の向上の見込みを算出す

ることは困難な状況でした。

しかし、先行導入自治体の納期内納付率は把握することができ、1.2%向上していることが判明しましたため、一定の増収効果があると判断しました。

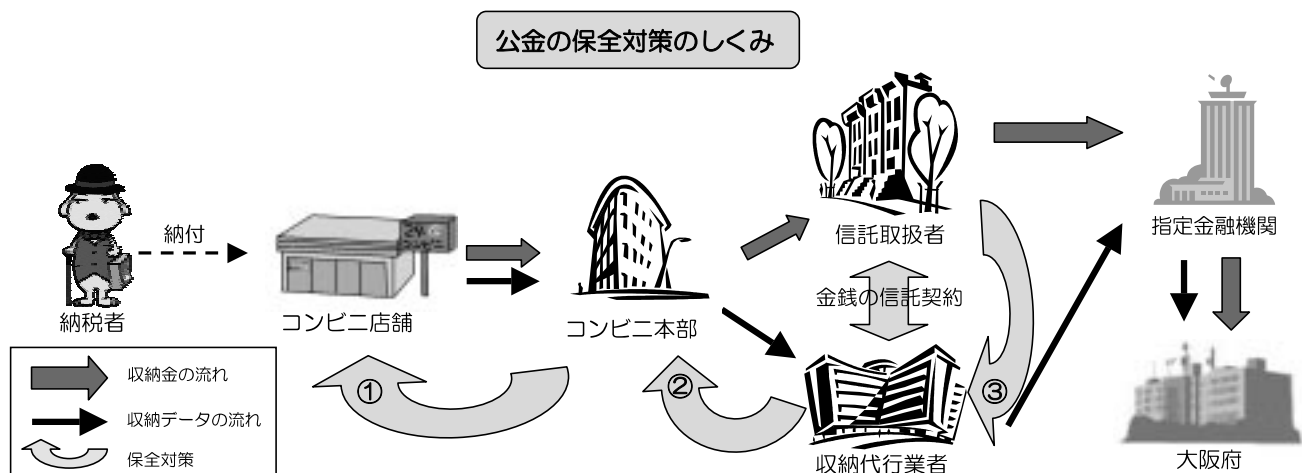
3. 公金保全策について

コンビニ収納では、納税者が自動車税をコンビニ店舗で納付してから、本府に振り替えられるまで一定の期間（約2週間程度）を要します。この間に、コンビニ店舗、コンビニ本部や収納代行業者が経営破綻し、収納金が回収することができなくなる可能性があります。そのため、公金保全策として、次のような方策を検討しました。

- (ア) 収納代行業者及びコンビニ本部が担保（保証金）を拠出する方法
- (イ) 金融機関等の第三者からの保証書を差し入れる方法
- (ウ) 収納代行業者が履行保証保険に加入する方法
- (エ) 金銭信託（資金の分別管理）による方法

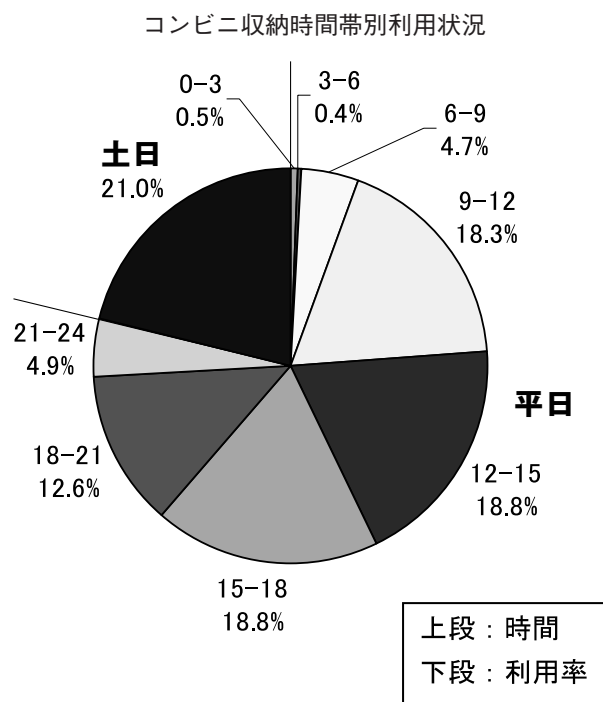
その結果は、(ア) 担保の拠出及び(イ) 保証書の差し入れについては、収納金額が大きいいため、担保及び保証金額が巨額になることから、収納代行業者等の理解が得られず導入は困難でした。(ウ) 保険については、実際保険会社に地方税のコンビニ収納について商品化を依頼したものの条件面で折り合いがつかず実現には至りませんでした。そこで、残る(エ) 金銭信託により公金保全を図ることにしました。

金銭信託による公金保全のフローについては、次のとおりです。



- ①コンビニ店舗における収納金回収不能のリスクについては、コンビニ本部が負うことを収納代行業者とコンビニ本部の間で、契約を結んでいます。
- ②コンビニ本部における収納金回収不能のリスクについては、収納代行業者が負うことを収納代行業者と本府の間で、契約を結んでいます。
- ③コンビニ本部から振り替えられる収納金については、収納代行業者と信託会社との間で、収納代行業者の固有財産と分別することを目的とする金銭信託の契約を結んでいます。これにより、収納金は、本府を元本受益者とした信託財産として取り扱われ、収納代行業者が倒産しても当該法人の反対債権と相殺されることなく、公金が保全されることになります。

このような公金保全策を講じることにより、納税者が納付した収納金については、本府に確実に振り替えられることになりました。なお、金銭信託による収納金の保全を行った手法はこれまでに例がなく、本府が全国初の事例となっています。



このことから、身近にあるコンビニエンスストアを納税の窓口を広げたことにより、納税者の利便性の向上に大きく寄与したことがわかりました。

コンビニ収納の実績

平成18年度自動車税定期課税分におけるコンビニ収納実績については、納期内に32万7千件、124億31百万円の取扱いがあり、収納件数全体の内17.1%がコンビニ収納を利用しました。

とりわけ、納期内収納率の向上に大きな効果をあげ、自動車税の課税件数及び税額が減少する中、昨年に比べ2億71百万円納期内収納額が増え、納付率にして2.2ポイントの向上が図られました。また、コンビニ収納利用時間を見ると、約3人に2人が土曜日及び日曜日を含む金融機関の営業時間（9時～15時）外に利用しています。

自動車税納期内収納状況

(単位：千件・百万円)

年 度	納税通知書発付数		収 入 額		納 付 率	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
平成18年度	2,445	89,473	1,916	68,420	78.4%	76.5%
うちコンビニ収納分	—	—	327 (17.1%)	12,431 (18.2%)	—	—
平成17年度	2,492	91,768	1,902	68,149	76.3%	74.3%

今後の取組について

現在、コンビニ収納に対応した納付書の作成については、定期納税通知書や督促状など大量に送付しているものに限られています。府民の利便性の向上や滞納整理の促進の観点から、今年度末には、府税事務所の窓口で作成する納付書についても、コンビニ収納に対応する予定です。



府税のマスコット「タッピー」

〈問い合わせ〉

大阪府総務部税務室指導課管理・自動車税グループ
TEL：06-6944-6089